

## 古文書に記録された水害の被害（金目川）

（2023. 7）

平塚市史に記載された金目川の水害による、住民生活への被害の様子を探ります。

### ① 「乍恐口上書を以奉願候御事」（平塚市史4 p206）

- 一 相州金目大堤并川通所々堤儀、前々より大破節者従御 公儀様御入用被下置御普請被仰付候、御修復之儀者、年々ア廿八ヶ村にて相勤候御事
- 一 去申（宝永元年）ノ満水ニ而大堤押切、其外所々押切申候所、御公儀様御入用を以水留御普請被仰付、其上御料所之儀ハ田地開発金被下置難有田地ニ仕申候所、又候当六月イ両度之満水ニ而、所々堤押切百姓家居迄水押上、殊夜半之儀有故農具等押流、雜物くさらかし、其上田地石砂入、又者水腐ニ而当分カ及渴命申候、殊村々不残大磯・平塚大助・定助御役所ニ御座候所ニ、馬之飼料少も無御座候故□（迷）惑仕候御事
- 一 ウ此村々所々堤下ニ御座候故、何連之堤押切申候而も田畑水損仕候、何とそ此度川通り所々堤、丈夫ニ御普請被仰付被下候様ニ奉願候、大堤之儀も両度之満水ニ而あやうく罷成候、是又丈夫奉願候御事
- 一 右之堤年々川幅せまく御座候、御見分之上、水当り之所川幅御広ク被遊被下候様ニ奉願候、エ地震以来川瀬大分高罷成、少シ之水ニも堤押切申候、依此度川さらい共ニ被仰付被下様ニ奉願候御事
- 一 右之オ堤年々押切田畑水損仕候、其上年々之御普請ニ而百姓困窮仕候故廿八ヶ村ニ而勤兼申候、向後御普請所御 公儀様御入用御普請奉願候、当六月両度之満水ニ而、廿八ヶ村カ田畑石砂入ニ罷成候故、渡世送り可申様無御座村多ク御座候、御慈悲向後御 公儀様御入用御普請ニ被奉願候御事

右奉願上候通、御慈悲を以所々堤丈夫ニ被仰付、永々百姓助り候様ニ被仰付下候ハ、難有奉存候、以上

宝永二年

平岡三郎右衛門様御代官所

寺田繩村

権 兵 衛

同 村

次郎左衛門

他 村 五十七名の連署

① 標題は「乍恐口上書を以奉願候御事」とあります。

訳は「恐縮の事とは存じますが、文書をもってお願い申し上げます」となります。庶民が御公儀に金目川堤防修復のための費用の支出を求めた文書です。

和暦の宝永二年は、西暦1705年です。

## ア 廿八ヶ村

正式には、「金目川通り二十八ヶ村水利組合」と云います。金目川に設けた堰から農業用水を利用している、28の村々を示しています。当時の平塚には48ヶ村を数えたそうですから、金目川が持つ地域農業への優位性を知ることが出来ます。

「堤防の修復は近世前記には幕府が費用を支出する『御入用御普請』が実施されていましたが、享保期(1716~1735)を過ぎると、村々(金目川から用水を利用する28の組合)で出費する『自普請』となり、村々の負担は増大しました」(平塚市博物館 金目川の博物誌 p27)

イ 「両度之満水ニ而、所々堤押切百姓家居迄水押上、殊夜半之儀有故農具等押流、雑物くさらかし、其上田地石砂入、又者水腐ニ而当分及渴命申候、殊村々不残大磯・平塚大助・定助御役所ニ御座候所ニ、馬之飼料少も無御座候故□(迷)惑仕候御事」

■ 金目川が二度にわたる大水で、堤防が決壊し百姓の住まいまでも水が押し寄せ、夜半時には農具さえも流され、滞留した氾濫水によっていろいろな物が腐り、田畑には石や砂が流れ込んで耕作が出来ず、氾濫水は命をも脅かしています。村々は磯や平塚の助郷に出す馬の飼料もなくなり、洪水により迷惑を受けています。

ウ 「此村々所々堤下ニ御座候故、何連之堤押切申候而も田畑水損仕候」

■ この村々は、あちこちで金目川の堤防より低い所にあり、所々の堤防が決壊すると田畑に水が流入し、農業が出来なくなってしまいます。

エ 「地震以来川瀬大分高罷成、少シ之水ニも堤押切申候」

■ 元禄の地震によって、河床が高くなり、わずかの増水でも堤防が決壊してしまいます。

オ 「堤年々押切田畑水損仕候、其上年々之御普請ニ而百姓困窮仕候故廿八ヶ村ニ而勤兼申候」

■ 金目川の堤防は毎年決壊し、洪水により農業が出来なくなります。公儀による修復を受けていますが、百姓は困窮し廿八ヶ村で修復することが出来ません。

カ 「田畑石砂入ニ罷成候」

- 田畑に石や砂が流入しています。

② 「金目川堤前々々御入用御普請之覺」 (平塚市史4 p221)

一 相州金目村大堤、并川通所々堤之儀往古より有来候処、百弍拾八年以前、慶長拾三年申年大満水仕、水入之村々百姓家居梁迄水たゝえ申候由代々申伝候、其近年権現様御鷹野ニ御成被為遊候処、其節者御殿無御座候由ニ而、相州豊田村清雲寺江度々御休被遊候処、右之満水達御上聞、則翌酉年中原村ニ御殿御建被遊候ニ付、・・・清雲寺を御茶屋寺とに今申候、御殿中原ニ御普請被遊、右之満水ニ而村々百姓迷惑仕候儀不便ニ被為思召、御慈悲を以同酉年金目村大堤、并川通所々堤御普請被仰付被下置与申伝候、此故ニ此堤之儀を御所様御入国以来之堤与申来候、然上者、此堤百弍拾八年以前、堤丈夫ニ罷成候御事

- 一 右之堤、寛永七年八月十五日之満水ニ而押切申候節、・・・(寛永七：1630年)
- 一 右之堤、万治三年子七月十六日之洪水ニ而押切申候節、・・・(万治三：1660年)
- 一 右之堤、寛文六年午七月二十八日之洪水ニ而押切申候節、・・・(寛文六：1666年)
- 一 右之堤、貞享三年寅六月四日之洪水ニ而大堤押切申候節、・・・(貞享三：1686年)
- 一 右之堤、元禄九子年七月七日之満水ニ而大堤押切申候節、・・・(元禄九：1696年)
- 一 右之堤、元禄十七年申六月廿八日之洪水ニ而大堤押切申候節、・・・  
(元禄十七：1704年)
- 一 右之堤、宝永二年酉六月両度之満水ニ而大堤押切村々難儀仕候、・・・  
(宝永二年：1705年)
- 一 宝永四年亥十一月廿三日砂ふり所川通埋り、田畑家居迄砂押上迷惑仕候ニ付・・・  
(宝永四：1707年)
- 一 宝永六年丑右之川々所々押埋り迷惑仕候ニ付、・・・(宝永六：1709年)
- 一 宝永七年以後度々之満水ニ而川除大破仕難儀仕候・・・(宝永七：1710年)

文書の評価 『本文書は年代が記されていないが、内容やまた文書の書体などからみて享保年中のものだと断定できる。現存する金目川修復関係文書のうち、修復の事歴を伝えるものではこれが最も詳細である』 (平塚市史4 P225)

金目川が決壊した記録です。時には毎年決壊し、農民を悩ませました。

② 標題は「金目川堤前々々御入用御普請之覚」とあります。

訳は、「金目川の堤防について、御公儀による修復の覚書」となります。金目川は度重なる堤防の決壊・洪水による被害を受けてきましたが、修復の経費等が公儀により支払われました。

その経緯を記した覚書です。

ア 「慶長拾三年申年大満水仕、水入之村々百姓家居梁迄水た、え申候由代々申伝候」

■ 慶長 13 年 申年金目川が満水になり、堤防を越えた氾濫水により百姓家屋、梁迄水に埋まった事を代々伝えられています。

イ 「右之満水ニ而村々百姓迷惑仕候儀不便ニ被為 思召、御慈悲を以同酉年金目村大堤、并川通所々堤御普請被仰付被下置与申伝候」

■ 慶長 13 年（1608）金目川が満水になり百姓が被害を受けた時、（家康が）不憫に思われ、御慈悲をもって翌年金目村の大堤や川沿いの堤防の御普請を申し付けなされたと伝えられています。

□ この文書から、家康の計らいをもって金目村の「大堤」が造営された事などを知ることが出来ます。よって、大堤を「御所様堤」とも呼ばれています。この年、中原御殿の造営もなされました。

③ 「儀様御普請被遊被下候御事」（平(市史4 p198)

右之場所之内、ア片岡・飯嶋堤当七月廿日之満水ニ而大破仕、水下之村々田畑作毛大分流、田地新川ニ罷成、作場八人馬之通路不自由罷成、大磯・平塚之定助高役之人馬出申儀難成候、殊当作毛仕廻取可申様無御座候、其上麦作仕付申儀難成百姓迷惑仕候、并金目大堤水除之出シ共数カ所大分押切申候、右一同ニ御普請奉願候、・・・

貞享五年辰九月

西山八兵衛御代官所

寺田縄村

半右衛門 印

弥左衛門 印

他村 二十九名の連署

③ 標題は「儀様御普請被遊被下候御事」とあります。

訳は、「御公儀様が御普請くださった事柄」

和暦 貞享五年は西暦 1688 年です。

ア 「片岡・飯嶋堤当七月廿日之満水ニ而大破仕、水下之村々田畑作毛大分流、田地新川ニ罷成、作場へ人馬之通路不自由罷成、大磯・平塚之定助高役之人馬出申儀難成候、殊当作毛仕廻取可申様無御座候、其上麦作仕付申儀難成百姓迷惑仕」候

■ 片岡・飯嶋の堤防は 貞享五年（1688）7月20日 金目川の満水で大破しました。下流の村々は田や畑の作物も大部分が流され、田畑は新しい川のようになり、人や馬も通ることが出来なくなりました。大磯・平塚の助郷役を出すことも難しくなっています。（殊当作毛仕廻取可申様無御座候？） その上、麦も難しく、堤防の決壊は百姓にとっては困難なことです。

④ 「相模国大住郡入野村明細帳」(平塚市史3 p41)

・・・

字久保田 (p45)

水控堤 長貳百三拾五間 敷三間 馬踏六尺 高五尺

右之廉旧地頭ら諸入用御下ヶ普請仕来り、控堤居村際ニ有之低地ニ而、満水之節者水湛、種穀夫食迄水冠至而難浚仕候

・・・

右者当村明細帳御渡之難形を以取調候処、書面之通御座候、以上

相模国大住郡入野村

年 寄

明治三<sup>庚</sup>年十二月

小川惣右衛門<sup>印</sup>

他 名主を含め三名の連署

神奈川県

御 役 所

④ 標題は「相模国大住郡入野村明細帳」、入野村が明治三年、県に提出した村の概要書です。

■ 控え土手は入野村のはずれ、低地にあり、満水になった時には、水があふれ来季の穀物の種や食物までも水をかぶり困り果てています。

□ 洪水の被害ではありませんが、入野村と寺田縄村境に洪水防止の土手(控堤)が設けられていました。そのことに関しての記述です。